

答 申

1 審査会の結論

埼玉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が「〇〇〇〇の事故に係る事情聴取時のボイスレコーダー（平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）県立〇〇〇〇高等学校 校長室内）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について平成26年3月5日付けで行った開示をしない旨の決定は、妥当である。

2 異議申立て等の経緯

（1）処分の経緯

異議申立人（以下「申立人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し平成26年2月19日付けで、「〇〇〇〇の事故に係る事情聴取時のボイスレコーダー」の開示請求を行った。

これに対し実施機関は、条例第21条第2項の規定に基づき平成26年3月5日付けで本件対象保有個人情報について開示をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、申立人に通知した。

（2）異議申立ての経緯

申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、実施機関に対し平成26年3月31日付けで、本件対象保有個人情報のすべてを開示することを求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

（3）審査の経緯

ア 当審査会は、本件異議申立てについて平成26年5月16日、実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問を受けた。

イ 当審査会は、本件異議申立てについて平成26年5月16日、実施機関から理由説明書の提出を受けた。

ウ 当審査会は、本件異議申立てについて平成26年6月20日、申立人から意見書

の提出を受けた。

エ 当審査会は、本件異議申立てについて平成26年9月24日、実施機関からの意見聴取を行った。

オ 当審査会は、本件異議申立てについて平成26年9月24日、申立人による口頭意見陳述の聴取を行った。

3 申立人の主張の要旨

(省略)

4 実施機関の主張の要旨

- (1) 本件対象保有個人情報には、開示請求者以外の個人の氏名が記録されている。これは開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第17条第3号に該当する。
- (2) 当該情報は、ボイスレコーダーを使用して音声を記録した電磁的記録である。不開示部分とそれ以外の情報の区分は容易にできるが、この記録から両者を分離して不開示情報だけを取り除くことは技術的に困難である。
- (3) 申立人は不開示情報は本人が直接回答している内容であると主張しているが、開示請求者以外の第三者の個人に関する情報の開示に当たっては慎重であるべきものと考ええる。個人のプライバシーを最大限に保護するため、内容のいかんにかかわらず、特定の個人が識別される限りにおいて、開示しないものとして取り扱うべきである。

5 審査会の判断

- (1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に県立学校人事課職員が県立〇〇〇〇高等学校で〇〇〇〇教諭の事故に係る事情聴取を行った際にボイスレコーダーを使用して音声を録音した電磁的記録であり、同課職員と事故の当事者である申立人本人の会話が記録されている。

申立人は本件対象保有個人情報は条例第17条の不開示情報に該当しないと主張しているため、当審査会では、本件対象保有個人情報を確認した上で、本件対象保有個

個人情報の不開示情報該当性について以下検討する。

(2) 条例第17条第3号該当性について

条例第17条第3号は、「開示請求者（中略）以外の個人に関する情報（中略）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」を不開示情報として規定し、ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する場合は不開示情報から除くとしている。

本件対象保有個人情報には、当時〇〇〇〇高等学校の生徒だった者の氏名や言動等の個人情報も記録されている。

当該生徒の個人情報は、事故の関係者である当該生徒やその保護者において、申立人を含め自己が欲しない他者にみだりにこれを開示されたくないとするのが自然な情報であると言える。更にこれらの生徒が未成年者であることを考慮するとより一層、開示することによってプライバシーを害するなど当該生徒の権利利益が損なわれることのないよう、特に慎重に保護されるべきである。

したがって、当該生徒の個人情報については条例第17条第3号に該当し、又同号ただし書イ、ロ又はハのいずれにも該当しないことから、これを開示しないものとして取り扱うべきであるとした実施機関の判断は是認できる。

(3) 部分開示について

条例第18条第1項は、「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示部分が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分について開示しなければならない。」と規定している。ここで、開示しなければならないのが「容易に区分して除くことができるとき」に限定されている趣旨は、当該保有個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示の義務がないことを明らかにしたものである。また、電磁的記録をそのまま開示することを求められた場合は、不開示情報の部分のみを削除することの技術的可能性等を総合的に判断する必要がある。

上記(2)において開示しないものとして取り扱うべきであるとした生徒の個人情報は、仮に氏名を不開示としても申立人にとっては特定の個人を識別することができる情報であり、不開示とすべき情報である。本件対象保有個人情報にはこれらの個人

情報がほぼ全編に渡って散在しており、実施機関の職員が実施機関の保有する再生・録音機器を用いて分離することは、本件対象保有個人情報においては、技術的に容易ではないと認められる。

したがって、実施機関が本件対象保有個人情報について、不開示情報だけを取り除くことが技術的に困難だとして不開示としたことは、是認できる。

(4) 申立人のその他の主張について

申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

大森三起子、高佐智美、田村泰俊

審査会の経過

年 月 日	内 容
平成26年 5月16日	諮問を受ける（諮問第120号）
平成26年 5月16日	実施機関から理由説明書を受理
平成26年 6月20日	申立人から意見書を受理
平成26年 7月11日	申立人から追加の意見書を受理
平成26年 7月23日	審議
平成26年 9月24日	実施機関からの意見聴取、申立人による意見陳述及び審議
平成26年10月15日	審議
平成26年12月24日	審議
平成27年 1月26日	答申